

議会が行う個人情報保護事務に関する取扱規程

議会が行う個人情報保護事務に関する取扱規程（平成 17 年議会告示第 3 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規程は、新宿区議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年新宿区条例第 20 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この規程において使用する用語の意義は、条例で定める用語の例による。

（個人識別符号）

第 3 条 条例第 2 条第 2 項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 11 項に規定する保険者番号及び同条第 12 項に規定する被保険者等記号・番号

(3) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 2 条第 10 項に規定する保険者番号及び同条第 11 項に規定する被保険者等記号・番号

(4) 旅券法（昭和 26 年法律第 267 号）第 6 条第 1 項第 1 号の旅券の番号

(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 2 条第 5 号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第 19 条の 4 第 1 項第 5 号の在留カードの番号

(6) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 45 条第 1 項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号

(7) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 112 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

(8) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 111 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号

(9) 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 14 条に規定する基礎年金番号

(10) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 93 条第 1 項第 1 号の免許証の番号

- (11) 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)第 144 条の 24 の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 7 条第 13 号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則(昭和 50 年労働省令第 3 号)第 10 条第 1 項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 161 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号)第 8 条第 1 項第 3 号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 12 条第 3 項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 5 項に規定する個人番号

(要配慮個人情報)

第 4 条 条例第 2 条第 3 項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成 16 年法律第 167 号)第 2 条第 1 項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。)
 - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法(昭和 23 年法律第 168 号)第 3 条第 1 項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)

第 5 条 条例第 11 条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。)の漏えい、滅失若

しくは毀損(以下この条において「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがある事態

- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が 100 人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第 11 条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項

(電磁的方法)

第 6 条 条例第 15 条第 4 項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
- (2) 電子メールを送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。)を送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第 7 条 条例第 16 条第 2 項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(保護管理者等)

第 8 条 議会における保有個人情報の適切な管理を確保するため、保護管理者を置く。

- 2 前項に規定する保護管理者は、次長をもって充てる。
- 3 保護管理者を補佐するため、議会事務局に保護担当者を置く。
- 4 前項の保護担当者は、新宿区議会事務局処務規程(昭和 56 年新宿区議会議長訓令第 1 号)第 2 条に基づき設置された係の長及びこれに相当する主査の中から次長が指名する。

(個人情報業務の登録等)

第 9 条 条例第 17 条第 4 項の個人情報業務登録簿(以下「個人情報業務登録簿」という。)は、

個人情報業務登録票(第1号様式)及び個人情報業務の文書目録(第2号様式)をまとめたフォルダーとする。

- 2 個人情報に係る業務(以下「個人情報業務」という。)を開始したときは、個人情報業務登録票及び個人情報業務の文書目録を作成するとともに、個人情報業務登録一覧(第3号様式)にその旨を記載するものとする。
- 3 条例第17条第4項第5号の議長が定める事項とは、次に掲げる事項とする。
 - (1) 前条第1項の保護管理者の職名
 - (2) 個人情報業務を開始した年月日
 - (3) 個人情報の利用目的
 - (4) 個人情報の収集の方法
 - (5) 個人情報の記録の媒体
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項
- 4 議長は、個人情報業務登録簿を常に最新かつ適正な状態に維持するよう努めなければならない。

(個人情報ファイル簿の登録等)

第10条 条例第17条第1項に規定する個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル簿(単票)(第4号様式)をまとめたフォルダーとする。

- 2 個人情報ファイルを作成したときは、個人情報ファイル簿(単票)を作成するとともに、個人情報ファイル一覧(第5号様式)にその旨を記載するものとする。
- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。
- 7 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
 - (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)
 - ア 執行機関の職員又は当該職員であった者
 - イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族
 - (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
- 8 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公

表に係る条例第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(目的外利用の記録等)

第 11 条 議長は、条例第 12 条第 2 項第 2 号又は第 3 号に該当し、同項の規定により保有個人情報又は提供を受けた個人情報（以下「保有個人情報等」という。）を利用したときは、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 保有個人情報等を保有している課の名称
- (2) 個人情報業務の名称
- (3) 第 9 条第 3 項第 3 号の利用目的以外の目的のための保有個人情報等の利用(以下「目的外利用」という。)を行った課の名称
- (4) 目的外利用を行った個人情報業務の名称
- (5) 目的外利用となる利用の目的
- (6) 目的外利用に係る保有個人情報等の項目
- (7) 目的外利用の根拠
- (8) 目的外利用の期間
- (9) 目的外利用に利用した保有個人情報等の記録の媒体
- (10) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項

2 前項の規定による記録は、目的外利用記録票(第 6 号様式)に記載することにより行うものとする。

(外部提供の記録等)

第 12 条 議長は、条例第 12 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当し、同項の規定により議会以外のものへの保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）を行ったときは、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 個人情報業務の名称
- (2) 外部提供を行った理由
- (3) 外部提供に係る保有個人情報の項目
- (4) 外部提供の根拠
- (5) 外部提供の期間
- (6) 外部提供を受けたものの名称
- (7) 外部提供に利用した保有個人情報の記録の媒体
- (8) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項

2 前項の規定による記録は、外部提供記録票(第 7 号様式)に記載することにより行うものとする。

(外部提供を行う場合に講ずべき必要な措置)

第 13 条 議長は、行政機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人以外のものに外部提供を行う場合には、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録の範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面（電磁的記録を含む。）を取り交わすものとする。

2 議長は、行政機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人以外のものに外部提供を行う場合には、提供先に対し、当該外部提供に係る個人情報の安全を確保す

るための措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、外部提供を行う前又は随時に実地の調査等を行うことにより、当該措置の状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

- 3 議長は、行政機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人に外部提供を行う場合において、必要があると認めるときは、前2項の規定による措置を講ずるものとする。

(外部提供を受けるものが講ずべき必要な措置)

第14条 条例第13条に規定する提供に係る個人情報の利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のための必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該提供に係る個人情報の利用の目的又は方法の制限
- (2) 当該提供に係る個人情報の取扱者の範囲の限定
- (3) 当該提供に係る個人情報の第三者への再提供の制限又は禁止
- (4) 当該提供に係る個人情報の消去、返却等利用後の取扱いの指定
- (5) 当該提供に係る保有個人情報の取扱状況に関する所要の報告の要求
- (6) 当該個人情報について、条例第34条第1項に規定する訂正の決定を行った場合において提供先に対して当該訂正に応ずべき旨を求めること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める措置

(業務の委託に伴う手続)

第15条 個人情報を取り扱う業務を委託しようとするときは、契約書、協定書、確認書、覚書その他これらに類する書類に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。ただし、委託する業務の内容又は性質により当該事項を明記することが困難である場合であって、議長が特に認めたときは、当該の明記を要しないものとする。

- (1) 個人情報に関する秘密の保持及び利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務
 - (2) 個人情報を取り扱う業務の第三者への委託及び二以上の段階の当該業務の第三者への委託(以下「再委託等」という。)の制限、事前承認等再委託等に係る条件に関する事項
 - (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
 - (4) 個人情報の安全を確保するための措置に関する事項
 - (5) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - (6) 委託の終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
 - (7) 法令又は契約に違反した場合における契約の解除、損害賠償責任その他必要な事項
 - (8) 契約の内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、議長が個人情報を保護するため必要と認める事項
- 2 議長は、個人情報を取り扱う業務を委託するときは、次に掲げる事項を記録するものとする。
- (1) 受託業務者の名称
 - (2) 委託する個人情報業務の名称

- (3) 委託業務の内容
 - (4) 委託業務の対象となる個人の範囲
 - (5) 委託業務における個人情報の項目
 - (6) 業務委託の期間
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項
- 3 個人情報を取り扱う業務を委託する場合における前項の規定による記録は、業務委託記録票(第8号様式)に記載することにより行うものとする。

(派遣労働者による事務の従事に伴う手続)

第16条 派遣労働者に事務を行わせようとするときは、条例の趣旨に沿った個人情報保護に係る事項を遵守する旨を明記した誓約書その他これに類する書類(以下「誓約書等」という。)を提出させなければならない。ただし、派遣労働者が行う事務の内容又は性質により、誓約書等を提出させる必要がないと議長が特に認めたときは、この限りでない。

- 2 派遣労働者に事務を行わせようとするときは、条例の趣旨に沿った個人情報の取扱いについて、研修を行わなければならない。

(外部電子計算機との結合の記録等)

第17条 議長は、個人情報を処理するために、議会以外のもので管理する電子計算機との通信回線による結合(以下「外部電子計算機との結合」という。)を行ったとき(本人の同意があるときを除く。)は、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 個人情報業務の名称
 - (2) 外部電子計算機との結合(以下「外部電子計算機との結合」という。)を行った理由
 - (3) 外部電子計算機との結合を行った相手方
 - (4) 外部電子計算機との結合に係る個人情報の項目
 - (5) 外部電子計算機との結合の期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項
- 2 前項の規定による記録は、外部電子計算機との結合記録票(第9号様式)に記載することにより行うものとする。

(開示請求等の手続)

第18条 条例第19条第1項に規定する開示請求書、条例第32条第1項に規定する訂正請求書及び条例第39条第1項に規定する利用停止請求書は、次の各号に掲げる請求の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

- (1) 条例第19条第1項に規定する開示請求(以下「開示請求」という。) 保有個人情報開示請求書(様式第10号)
 - (2) 条例第32条第1項に規定する訂正請求(以下「訂正請求」という。) 保有個人情報訂正請求書(様式第11号)
 - (3) 条例第39条第1項に規定する利用停止請求(以下「利用停止請求」という。) 保有個人情報利用停止請求書(様式第12号)
- 2 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。
- (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者

(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類
- 3 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項及び次項において「開示請求等」という。)をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。
 - (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
 - (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であつて、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの
- 4 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類(開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を議長に提示し、又は提出しなければならない。
- 5 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。
- 6 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。
- 7 条例第18条第2項に規定する委任状は、次の各号に掲げる請求の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。
 - (1) 開示請求 委任状(個人情報に係る開示請求用)(第13号様式)又は委任状(特定個人情報に係る開示請求用)(第14号様式)
 - (2) 訂正請求 委任状(個人情報に係る訂正請求用)(第15号様式)又は委任状(特定個人情報に係る訂正請求用)(第16号様式)
 - (3) 利用停止請求 委任状(個人情報に係る利用停止請求用)(第17号様式)又は委任状(特定個人情報に係る利用停止請求用)(第18号様式)

(第三者意見の聴取)

- 第19条 条例第27条第1項の規定により同項に規定する第三者(以下この条において「第三者」という。)に対する意見書の提出の機会を与える場合は、当該第三者に対し、保有個人情報開示請求に関する第三者意見照会書(条例第27条第1項適用)(第19号様式)及び保有個人情報の開示決定等に関する意見書(第20号様式)により当該第三者に通知するものとする。
- 2 条例第27条第2項の規定により第三者に対する意見書の提出の機会を与える場合は、当該第三者に対し、保有個人情報開示請求に関する第三者意見照会書(条例第27条第2項適用)(第21号様式)及び保有個人情報の開示決定等に関する意見書により当該第三者に通知するものとする。

3 議長は、条例第 27 条第 1 項又は第 2 項の規定により、同条第 1 項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

4 条例第 27 条第 3 項の規定による通知は、保有個人情報開示決定を行った旨の反対意見書提出者への通知書（第 22 号様式）により行うものとする。

（開示請求等に対する決定）

第 20 条 条例第 24 条第 1 項の規定による通知は、保有個人情報開示決定通知書（第 23 号様式）によるものとする。

2 条例第 24 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報非開示決定通知書（第 24 号様式）によるものとする。

3 条例第 34 条第 1 項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書（第 25 号様式）によるものとする。

4 条例第 34 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報非訂正決定通知書（第 26 号様式）によるものとする。

5 条例第 41 条第 1 項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（第 27 号様式）によるものとする。

6 条例第 41 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報非利用停止決定通知書（第 28 号様式）によるものとする。

（開示の実施の方法等の申出）

第 21 条 条例第 28 条第 3 項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（第 29 号様式）により行うものとする。

2 条例第 24 条第 1 項の規定による通知があつた場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第 28 条第 3 項の規定による申出は、することを要しない。

（開示決定等の期間延長の通知）

第 22 条 条例第 25 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（第 30 号様式）により行うものとする。

2 条例第 26 条第 1 項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（第 31 号様式）により行うものとする。

3 条例第 35 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（第 32 号様式）により行うものとする。

4 条例第 36 条第 1 項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（第 33 号様式）により行うものとする。

5 条例第 42 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（第 34 号様式）により行うものとする。

6 条例第 43 条第 1 項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（第 35 号様式）により行うものとする。

（開示の方法等）

第 23 条 保有個人情報の開示は、次の各号に掲げる保有個人情報が記録されている公文書の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

(1) 文書又は図画(次号から第 5 号までに該当するものを除く。) 閲覧又は写しの交付

- (2) マイクロフィルム 印刷物として出力したものの閲覧又はその写しの交付
 - (3) 写真フィルム 印画紙に印画したものの閲覧又はその写しの交付
 - (4) スライド 閲覧
 - (5) 映画フィルム 閲覧
 - (6) 電磁的記録(次号に該当するものを除く。) 印刷物として出力したものの閲覧又はその写しの交付
 - (7) 録音テープ又はビデオテープ等 視聴
- 2 前項第 6 号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を光ディスクに複製したものの交付が容易であるときは、当該複製したものの交付により保有個人情報の開示を行うことができる。
 - 3 前項の規定により光ディスクに複製したものの交付により保有個人情報の開示を行う場合には、議長が当該光ディスクを提供するものとする。
 - 4 条例第 28 条第 1 項の保有個人情報の開示の実施は、議長が指定する日時及び場所において区の職員の立会いの下に行われなければならない。
 - 5 前項の場合において、保有個人情報の閲覧を行う者は、当該保有個人情報に係る記録を丁寧に取り扱い、汚損、破損又は抜取りを行ってはならない。
 - 6 議長は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認める者に対しては、保有個人情報の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(保有個人情報の写しの交付部数)

第 24 条 保有個人情報が記録されている公文書の写し(以下「保有個人情報の写し」という。)の交付は、1 件の請求につき 1 部とする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第 25 条 条例第 37 条の規定による通知は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(第 36 号様式)により行うものとする。

(保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用の額等)

第 26 条 条例第 30 条第 3 項に規定する費用の額のうち、保有個人情報の写しの作成に要する費用の額は、議会が行う情報公開事務に関する取扱規程(平成 13 年新宿区議会告示第 1 号)別表に定める額とし、保有個人情報の写しの送付に要する費用の額は、当該保有個人情報の写しの送付に係る郵便料金又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者、同条第 9 項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第 3 条第 4 号に規定する外国信書便事業者の提供する同法第 2 条第 2 項に規定する信書便の役務に関する料金の額とする。

2 前項の費用は、前納しなければならない。

(救済手続)

第 27 条 条例第 45 条第 2 項の規定による通知は、審査会諮問通知書(第 37 号様式)により行うものとする。

(施行の状況の公表)

第 28 条 議長は、毎年度、条例の施行の状況についての報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、前年度における次に掲げる状況を明らかにし、速やかに行うものとする。

- (1) 条例第 17 条第 4 項の個人情報業務登録簿の状況
 - (2) 条例第 17 条第 1 項の個人情報ファイル簿の状況
 - (3) 目的外利用の状況
 - (4) 外部提供の状況
 - (5) 個人情報を取り扱う業務の委託の状況
 - (6) 外部電子計算機との結合の状況
 - (7) 開示請求等及びこれらに対する決定の状況
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項
- 3 第 1 項の規定による公表は、新宿区役所の門前掲示場への掲示、新宿区広報への掲載及び新宿区ホームページへの掲載により行うものとする。

(補則)

第 29 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。